

## City Winds 久留米市民吹奏楽団(NPO) 表彰規定

特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団定款第10章第54条 及び 同法人規則第10条第一項に基づく細則として本表彰規定を定める。

1. 授賞に関する一切（授与の有無・選考など）を理事会に委ねる。
2. 賞種および授賞条件は以下に記す通りとする。

### 吹奏楽団賞 授賞対象：本法人内外を問わず

本賞は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団（以下この法人）の権威と名誉を高め、今後の法人運営に大きく貢献した者、或いは団体に贈る大賞で、この法人の表彰規定の中で最も名誉のある大賞である。

【副賞】表彰状／盾／記念品（記念品については、その授賞理由等を考慮しその都度見当する）

### 特別功労賞 授賞対象：本法人内外を問わず

この法人の運営に「特別な功績」があった者、或いは団体に贈る賞である。

【副賞】表彰状／盾／記念品（記念品については、その授賞理由等を考慮し、その都度見当する）

### 理事賞 授賞対象：本法人の社員或いは一般団員に対し、年間を通し授賞

年間を通し、会員の模範的活動を行った社員或いは団員を毎年表彰する。但しその査定については、練習出席率・練習や本番へのぞむ姿勢・当吹奏楽団の演奏への貢献・他団員への啓発・その他等々が、極めて高い位置で、かつ 多角的（総合的）なバランスが取れている事を考慮に入れなければならない。なお年間を通し、該当者がいない場合は授賞を見送る事が出来る。

【副賞】表彰状／記念品（記念品については 3,000 ～ 5,000円 相当の金品とする）

### 功労賞 授賞対象：本法人の社員或いは一般団員に対し、年間を通し授賞

年間を通し、この法人が行う事業を成功に導くなどの功績があった社員或いは団員を毎年表彰する。なお年間を通し、該当者がいない場合は授賞を見送る事が出来る。

なお、3年程度この法人の運営に関する職務にあたり、その職責をまっとうした社員なども対象に加える。

【副賞】表彰状／記念品（記念品については 1,500 ～ 3,000円 相当の金品とする）

### 新人賞 授賞対象：入団1年未満の本法人会員に対し、年間を通し授賞

入会して一年未満の会員の中から、毎年1名（あるいは1グループ）表彰する。但し、体験入団期間を含み2ヶ月（16練習日）以上続けて在籍していることを最低条件とし、その査定は、練習出席率・吹奏楽団の活動に取り組む姿勢・他新入団員への良い影響・その他等々総合的に行われなければならない。入会2ヶ月未満の者は受賞資格を翌年に持ち越す。

【副賞】表彰状／記念品（記念品については 1,500 ～ 3,000円 相当の金品とする）

### 皆勤賞 授賞対象：本法人会員に対し、年間を通し授賞

査定の対象期間中（1年間）継続して在籍している事を条件とし、一年間全定期練習に出席し、かつ当吹奏楽団として参加するすべての事業（但し全団出演事業に限る）に漏れなく出演することは快挙であり、その努力と精進を表彰する。

【副賞】表彰状／副賞（副賞については 翌年度一年分の団費を免除する）

### 精勤賞 授賞対象：本法人会員に対し、年間を通し授賞

査定の対象期間中（1年間）継続して在籍している事を条件とし、一年間の定期練習、及び当吹奏楽団として参加するすべての事業（但し全団出演事業に限る）に対し、95%以上参加した会員を表彰する。見送る事も出来る。

【副賞】表彰状／副賞（副賞については 翌年半年分の団費を免除する）

3. 授与は啓発目的の事業である。総会の席上又は3分の2以上の会員が参加する表彰式で行なう。

以上

1990年12月25日 施行  
2000年12月12日 改訂即日施行  
2016年 1月 3日 改訂即日施行

